

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 6 日現在

機関番号：17104

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K04368

研究課題名(和文)福祉国家の縮減とひとり親世帯をめぐる紛争過程

研究課題名(英文)The Conflict Process of Single-Parent Family under Reducing Welfare State

研究代表者

東野 充成(Higashino, Mitsunari)

九州工業大学・教養教育院・教授

研究者番号：90389809

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、ひとり親家庭に対する給付政策をめぐる紛争の構造と過程を明らかにすることである。児童扶養手当に関する紛争においては、支給対象者に、死別か離別か、父親に認知されているかいないかといった基準が設けられることで、それが逆に母子家庭の分断を生み出してきた過程を明らかにした。生活保護母子加算に関する分析では、生活保護を受給する母子家庭も単なるひとつの家族カテゴリーとして平面的に位置づけようとする政府側と、その窮状を訴えつつ、具体性を帯びた言説を展開できない受給者側という紛争の構造を見出した。さらに、こうした諸改革全体を通して、社会保障のワークフェア化が顕著に進展していた。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study is to clarify the structure and process of conflicts about benefits policies for single-parent family. Japanese child rearing allowance has made single-parent families divided by setting the standard, whether bereavement or divorce, recognition by father or not. Japanese government which had wanted to decline cost of livelihood protection placed a fatherless family with one of a just family category. On the other hand, recipients failed to discourse their poverty concretely. Japanese government has made social security workfair type through these reforms. Japanese government has made social security workfair type through these reforms.

研究分野：教育社会学

キーワード：ひとり親家庭 児童扶養手当 生活保護母子加算 福祉国家 ワークフェア

1. 研究開始当初の背景

(1)新自由主義が大きな影響を及ぼす中で、社会保障の領域においても、自助努力や自己責任が求められるようになり、福祉国家的な政策の縮減が相次いでいる。それに伴い、格差や貧困について、現在、大きな社会問題のひとつとなっている。とりわけ、多くの家庭が就労しているにもかかわらず、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭に対して、近年、児童扶養手当の縮減や生活保護母子加算の廃止など、追い打ちをかけるような施策が相次いでなされた。

(2)このような社会的な背景や問題関心をもとに、教育社会学をはじめとする社会科学の諸分野でも、貧困や格差の問題が注目を集めている。たとえば教育社会学では、林(2016)が生活保護家庭の子どもたちの移行を丹念に追った研究を上梓している。また、志田(2015)など、子どもの視点からひとり親家庭の認識や実態を明らかにする研究も産出されている。

(3)一方で、児童扶養手当や生活保護母子加算などの給付の削減措置がとられたとき、ひとり親家庭がどんな困難に直面し、どのような葛藤や紛争が生じたのかを掘り下げて分析した研究は皆無である。こうした過程を明らかにすることで、社会政策が彼・彼女らにどのように受容されたのか、どのような困難をもたらしたのかを明らかにすることができる。本研究は、こうした社会的背景及び学術的背景に基づくものである。

2. 研究の目的

(1)本研究の目的は、児童扶養手当と生活保護母子加算というひとり親家庭に対する給付政策をめぐって争われた裁判を事例として、その紛争の構造と過程を明らかにすることである。前者は、父親が認知することによって児童扶養手当の支給が打ち切られる規定をめぐって、後者は、生活保護母子加算の廃止に伴う加算支給の打ち切りをめぐって争われた裁判である。具体的には、以下のような分析枠組みに基づき、研究の目的を設定した。

(2)まず、国や自治体はひとり親家庭をどのような家族としてとらえ、その給付を削減しようとしたのか、政府側の論理、ひとり親家庭に対する位置づけを明らかにする。一方、支給の打ち切りという事態に直面した当のひとり親家庭は自分たちの置かれた状況をいかに言説化し、国や自治体の論理にどのように対抗したのか、その論理構造と言説としての力を明らかにする。最後に、そうした各当事者からの主張や反論に対しての裁判所の判断とその論理構造を明らかにした上で、特定の言説がなぜ力をもちえたのか、または持ちえなかったのかを明らかにする。

(3)こうした観点から、ひとり親家庭をめぐる意味の構図を具体的争訟に沿って分析し、もって、福祉国家的政策の縮減下におけるひとり親家庭をめぐる紛争の構造と過程を明らかにすることが本研究の目的である。

3. 研究の方法

(1)分析対象とする裁判は、児童扶養手当の支給打ち切りをめぐって争われた奈良事件、広島事件及び京都事件と、生活保護母子加算の廃止をめぐって争われた京都事件及び広島事件の5事件である。ただし、上級審に控訴・上告された事件は上級審の裁判も分析対象としたので、計11件の裁判となる。判決文を中心に裁判にかかる資料や、児童扶養手当制度・生活保護母子加算制度に関する国会等の会議録や運動団体などの資料も収集し、それを先に示した目的及び分析枠組みに沿って、言説研究の手法で分析した。対象とした事件の詳細は下記の表のとおりである。

【児童扶養手当に係る事件】

奈良事件	奈良地裁	H6.9.28
	大阪高裁	H7.11.21
	最高裁	H14.1.31
広島事件	広島地裁	H11.3.31
	広島高裁	H12.11.16
	最高裁	H14.1.31
京都事件	京都地裁	H10.8.7
	大阪高裁	H12.5.16
	最高裁	H14.2.22

【生活保護母子加算に係る事件】

京都事件	京都地裁	H21.12.14
広島事件	広島地裁	H20.12.25

(2)平成27年度は児童扶養手当に関する奈良事件と広島事件の分析を、平成28年度は児童扶養手当に関する京都事件と、生活保護母子加算に関する京都事件の分析を、平成29年度は、もともと予定していた生活保護母子加算に関する広島事件の分析に加えて、当初の目的にはなかったが、子どもたちに対する支援のあり方を検証するため、いわゆる「底辺高」と呼ばれる高校に勤務する現役の高校教師に対するインタビュー調査を行い、その分析も行った。その上で、これまでの分析を総括し、共著の中で1章分を使い報告した。その他、下記の通り、雑誌論文での発表、学会発表を行った。

4. 研究成果

主な研究成果は、以下の3点に集約できる。

【児童扶養手当制度による母子家庭の分断化】

(1)第1に、児童扶養手当制度を制度発足当初から歴史的に分析し、再配分政策たる児童扶養手当制度が逆に母子家庭を分断化する

制度として機能してきたことを明らかにした。児童扶養手当は、その発足当初から、死別母子家庭と離別母子家庭とを分断する形で制定された。その後、支給額など実質的な差異は両者の間でなくなったが、80年代の行財政改革の際に真っ先に削減対象とされたのが離別母子家庭である。こうした動きを、フレイザーの「承認」と「再配分」という概念を基に分析した。すなわち、再配分政策たる児童扶養手当制度は、同時に、人々のひとり親家庭へのまなざしを問う承認に係る問題であることを明らかにした。

(2)また、かつての児童扶養手当法には、父親から認知を得られれば生計が好転するという論理の下、認知された子どもには手当を支給しないという規定も存在した。裁判で自治体・政府側はこの論理を駆使したが、認知＝扶養ではないという原告側の言説が力をもち、この論理は否定された。法学的には平等権の問題として措定されるが、社会学的には、児童扶養手当制度は、その制度発足当初から、支給対象者に身分的な基準を設定することで、母子家庭を分断化する機能を果たしてきたことが注目に値する。

(3)現在では、死別か離別かによって受けられる金銭の種類に差はあるものの、婚姻か婚姻外かという外形的・身分的な基準による分断化は見られなくなった。また、父子家庭にも支給されるようになり、一見、児童扶養手当はひとり親家庭をユニバーサルに包摂する制度となったように見える。しかしながら、制度改正が順次進められ、特に2002年の大きな改正以降の過程を検証したところ、母子家庭に対する政策において、支給よりも就労を優先するワークフェア化が一層進展し、意欲や能力といったより不可視的な基準によって母子家庭を分断化する機制が強化されていることを、近年の制度の歴史的展開を分析することで見出した。

【生活保護母子家庭に対するまなざしの弱体化とワークフェア化】

(1)第2に、生活保護母子加算の分析においては、その制度改正の過程を戦後までさかのぼって分析することで、生活保護を受給する母子家庭が、特別な事情を追わない一家族カテゴリーに過ぎないものとして捉えられていく過程を見出した。生活保護母子加算制度は、過重な労働に従事しがちで、社会的なネットワークに乏しい家庭を保護する目的のもと発足した。こうした志向は80年代の行財政改革の盛んな時期にもかろうじて見出すことができた。ところが、90年代後半以降、審議会等の制度設計の場において、ひとり親家庭を特別視するこうした志向は弱くなり、家計や支出という観点から他の家族カテゴリーに比較されるだけの対象へと変化していく。その結果、制度の弱体化が進められた。

同様の点は老齢加算の廃止対象となった家庭にも当てはまる。

(2)こうした展開に対抗するため、母子加算の復活を求める裁判が提起されたわけであるが、受給者側の言説においては、自らの窮状ぶりを具体化する内容に乏しく、言説としての力をもちえなかった。その一方で、母子家庭であるという状態に着目して支給される母子加算制度が廃止されつつも、高校進学への扶助など、行動に着目して支給される制度が創設されるなど、ここでも、ある種のワークフェア化が進展していることを見出すことができた。その際、国側は個別的な事情に対応するために進学扶助等を新たに設けたと説明しているが、むしろ、子どもが高校に進学しない生活保護家庭においては支給額が一方的に減額されるのみであり、生活保護母子家庭においても新たな基準による分断化と排除が進行している様を見出すことができた。

【教師が語るひとり親家庭と今後の支援のあり方】

(1)第3に、当初の研究目的にはなかったが、特に低所得者層が多いと考えられる、いわゆる「底辺高」に勤務する現役の高校教師に対するインタビュー調査を行い、その語り进行分析することで、ひとり親家庭の子どもたちに対する今後の教育支援のあり方に関する考察を行った。

(2)高校教師たちの認識においては、母子ひとり親家庭の母親は子どもに対して、放任ではなくむしろ過干渉になる傾向があるという語りが多くみられた。その一方で、ひとり親家庭の子どもたちは、時間を守ることや連絡をすること、食事のマナーなど基本的な生活習慣が備わっていないと、多くの教師たちが感じていた。こうした家庭教育上の問題が「ひとり親家庭の子ども」という属性に起因すると教師たちからみなされるとき、ひとり親家庭がひとり親家庭であるという理由だけで、その問題が帰責されてしまう危険性を見出すことができた。

(3)一方で、学校や教師も、授業料・就学費の滞納や校内で発生した窃盗事件などを契機として、ひとり親家庭の子どもたちの経済的な問題を教育上・生徒指導上の課題として扱い、子どもたちへの指導を密にし、福祉機関との連携も図ろうとしている様も見出すことができた。しかしながら、多くのひとり親家庭では、家庭自体が福祉機関と連携をもちたがらないと教師たちは認識していた。学校・家庭・福祉の連携の方法という点、特に福祉機関に家庭をどのようにつなぐのか、という点が支援における課題として改めて浮かび上がった。

引用文献

林明子、生活保護世帯の子どものライフストーリー、勁草書房、2016
志田未来、子どもが語るひとり親家庭、教育社会学研究、2015、pp. 303-323

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

東野 充成、教師が語るひとり親家庭、九州工業大学教養教育院紀要、査読無、第2号、2018、pp. 81-89

東野 充成、児童扶養手当法の改定と「ひとり親世帯」の家族像、九州教育学会研究紀要、査読有、第42巻、2015、pp. 53-60

[学会発表](計3件)

東野 充成、教師が語るひとり親家庭、九州教育学会第69回大会(於:鹿児島大学)、2017

東野 充成、生活保護母子加算をめぐるポリティクス、九州教育学会第68回大会(於:熊本大学)、2016

東野 充成、子ども・若者の政治参加と子ども観・若者観の転換、日本子ども社会学会第23回大会テーマセッション(於:琉球大学)、2016

[図書](計1件)

東野 充成、他、放送大学教育振興会、現代の家庭教育、2018、250

6. 研究組織

(1)研究代表者

東野 充成 (HIGASHINO, Mitsunari)
九州工業大学・教養教育院・教授
研究者番号: 90389809